

元食産第6027号  
令和2年3月31日

一般社団法人 日本加工食品卸協会 会長 殿

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長

### 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（通知）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「法律」という。）第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が、令和2年3月31日に閣議決定されましたのでお知らせいたします。

本基本方針は、食品ロスの削減を国民運動として進めていく上で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の指針となるものです。

特に、食品関連事業者等に対しては、「求められる役割と行動」として、規格外や未利用の農林水産物の有効活用、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する商慣習の見直し（納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長等）、外食での小盛りメニューの導入や持ち帰りへの対応等を示し、各々の主体が、それぞれの立場で、食品ロスの問題を我が事として捉え、行動に移すことが求められています。

その上で、本基本方針においても、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において設定した、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する目標の達成を目指すこととしております。

また、都道府県、市町村においては、法律第12条及び第13条の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされていることから、今後、各地域においても、計画の策定やこれに基づく食品ロスの削減に向けた取組が推進されることとなります。

つきましては、基本方針等を別紙のとおり送付いたしますので、貴団体におかれましては、今後の食品ロスの削減に向け、基本方針の趣旨・内容等について御理解をいただいた上で、一層の御尽力、御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、このことについて、会員の皆様にも周知いただきますようお願いいたします。

#### 【添付資料】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

# 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日  
閣議決定

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項.....	12
① 推進体制の整備.....	12
② 地域の特性等の把握.....	12
③ 計画策定時.....	12
④ 策定後の推進.....	12
(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援.....	13
2 関連する施策との連携.....	13
3 食品ロスの削減目標等.....	13
4 実施状況の点検と基本方針の見直し.....	14

## 1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018 年度の食料自給率（力口リーベース）は 37% となっている<sup>3</sup>。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約 2 兆円程度の費用を支出している<sup>4</sup>。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の 4 分の 1 を占めている<sup>5</sup>。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7 人に 1 人が貧困状態と依然として高水準である<sup>6</sup>。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている<sup>7</sup>。食料の生産に伴う CO<sub>2</sub> 排出量は世界全体の排出量の約 25% を占めるとされているが、廃棄された食料のためにも CO<sub>2</sub> が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている<sup>8</sup>。
- ・世界の人口は増え続けており、2050 年には約 98 億人に達すると推計されている<sup>9</sup>。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約 8 億人いると推計されている<sup>10</sup>。
- ・2015 年に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている<sup>11</sup>。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されてい

<sup>3</sup> 農林水産省（2019）「食料需給表 平成 30 年度」

<sup>4</sup> 環境省（2019）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 29 年度）について」

<sup>5</sup> 総務省（2019）「家計調査 2018 年（平成 30 年）」

<sup>6</sup> 厚生労働省（2017）「平成 28 年 国民生活基礎調査」

<sup>7</sup> 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

<sup>8</sup> Food and Agriculture Organization (2013) , *Food wastage footprint: Impacts on natural resources*

<sup>9</sup> United Nations (2017) , *World Population Prospects: The 2017 Revision*

<sup>10</sup> Food and Agriculture Organization (2019) , *THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD*

<sup>11</sup> 目標 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
  - ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
  - ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
  - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
  - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

## II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

### 1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

## （2）農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のようない行動が期待される。

### ① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

### ② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

### ③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

### ④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

## 2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

### (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようになるため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会<sup>19</sup>等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い<sup>20</sup>等、期限表示の正しい理解を促進する。
- ・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド<sup>21</sup>」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。
- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。

<sup>19</sup> 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。（令和2年2月5日現在 417自治体が参加）

<sup>20</sup> 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

<sup>21</sup> 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

く「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。

- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
- ・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
- ・食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融<sup>22</sup>の普及を促進する。

#### （3）表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

#### （4）実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度<sup>23</sup>において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。

#### （5）情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その

---

<sup>22</sup> ESG 金融：融資判断に ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

<sup>23</sup> ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

## (2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

### ① 推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配意するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

### ② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。
- ・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。
- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることが期待される。

### ③ 計画策定時

- ・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。
  - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
  - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
  - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
  - エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。
  - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

### ④ 策定後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底

#### 4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。